8　規則第八十八条第六号ハ又は第二百十条の十一の四第六号ハに規定する額（デリバティブ取引リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法によりデリバティブ取引リスク相当額と同様の額を算出している場合には、デリバティブ取引リスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、デリバティブ取引リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

一　先物取引に係るリスク相当額として別表第十七に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に別表第十八のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

二　オプション取引に係るリスク相当額として別表第十七に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に別表第十八のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

三　スワップ取引等に係るリスク相当額として別表第十九に掲げるオリジナル・ヒクスポージャー方式又はカレント・ヒクスポージャー方式のいずれかにより計算した額の合計額に別表第十五の貸付金、債券及び預貯金に係るランク2のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

9　規則第八十八条第六号ニ又は第二百十条の十一の四第六号ニに規定する額（信用スプレッドリスク相当額）は、別表第二十の取引の区分に応じたリスク対象資産の額にリスク係数の欄に掲げるリスク対象資産の所在地の区分に応じた率を乗じた額の合計額とする。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により信用スプレッドリスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、信用スプレッドリスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

10　規則第八十八条第六号ホ又は第二百十条の十一の四第六号ホに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　再保険リスク相当額として別表第二十一に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額及び少額短期保険業者告示第三条第五項第一号に掲げる額の合計額

二　再保険回収リスク相当額として別表第二十二に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額及び少額短期保険業者告示第三条第五項第二号に掲げる額の合計額

11　規則第八十八条第七号又は第二百十条の十一の四第七号に規定する額（経営管理リスク相当額）は、規則第八十八条第一号から第六号までに規定する各リスク相当額又は規則第二百十条の十一の四第一号から第六号までに規定する各リスク相当額の合計額に、別表第二十三に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額とする。ただし、連結子法人等が他の法令（我が国の法令に限る。）の規定により経営管理リスク相当額と同様の額を算出している場合には、当該リスク相当額が、当該連結子法人等に係る規則第八十八条第一号から第六号までに規定する各リスク相当額の合計額又は第二百十条の十一の四第一号から第六号までに規定する各リスク相当額の合計額に当該率を乗じた額を超える部分を経営管理リスク相当額として加えるものとする。

12　第三条の規定により法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号から控除されるものについては、規則第八十八条又は第二百十条の十一の四に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額についても準用する。

（リスクの合計額）

第五条　規則第八十八条に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額は、別表第二十四の算式により計算した額とする。

2　前項の規定は、規則第二百十条の十一の四に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額について準用する。

別表第一

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険保険金額	0.6／1000
生存保障リスク	個人年金保険期末責任準備金額	10／1000
その他のリスク	危険準備金積立限度額	1

備考

1　第四条第一項に規定する同項第一号に掲げるリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。

2　リスク対象金額となる危険保険金額、個人年金保険期末責任準備金額及び危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算する。ただし、外国保険契約（外国保険業者の有する保険契約をいう。以下同じ。）に係るものについて出再額及び受再額の計算が困難である場合には、出再額を控除しないこと及び受再額を加算しないことができる。

3　個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金保険契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金保険契約以外の個人年金保険契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

4　外国保険契約のうち、リスクの種類（生存保障リスクを除く。）又はリスク対象金額（生存保障リスクに係るものを除く。）の把握が困難な契約にあっては、リスク対象金額及びリスク係数を、それぞれ危険保険料及び0.15としてリスク相当額を計算することができる。ただし、危険保険料の算出が困難である場合には、危険保険料に相当する額として、当該契約に係る収入保険料から付加保険料及び収入保険料中の貯蓄部分を控除した額を用いることができる。この場合において、付加保険料又は収入保険料中の貯蓄部分の一部又は全部を零とすることを妨げない。

5　連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第二

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
ストレステストの対象とするリスク	危険準備金積立限度額	0.1
災害死亡リスク	危険準備金積立限度額	1
災害入院リスク	危険準備金積立限度額	1
疾病入院リスク	危険準備金積立限度額	1
その他のリスク	危険準備金積立限度額	1

備考

1　第四条第二項に規定する第三分野保険の保険リスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。

2　リスク対象金額となる危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。ただし、外国保険契約に係るものについて出再額及び受再額の計算が困難である場合には、出再額を控除しないこと及び受再額を加算しないことができる。

3　外国保険契約のうち、リスクの種類又はリスク対象金額（ストレステストの対象とするリスクに係るものを除く。）の把握が困難な契約にあっては、リスク対象金額及びリスク係数を、それぞれ危険保険料及び0.15としてリスク相当額を計算することができる。ただし、危険保険料の算出が困難である場合には、危険保険料に相当する額として、当該契約に係る収入保険料から付加保険料及び収入保険料中の貯蓄部分を控除した額を用いることができる。この場合において、付加保険料又は収入保険料中の貯蓄部分の一部又は全部を零とすることを妨げない。